

おおさか市町村職員研修研究センター
広域研究活動支援事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人大阪府市町村振興協会（以下「協会」という。）が複数の市町村職員で構成される自主研究グループに対する広域研究活動支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この事業は、大阪府内市町村が広域的に抱えている課題や将来予測される広域的な政策課題に関し、複数の市町村職員が共同して主体的に調査研究を行なうことにより、市町村行政の政策形成の参考となる活動に対して支援することを目的とする。

(支援対象)

第3条 支援の対象は、研究テーマを設定して、自主的に運営され、自己及び相互の啓発意欲をもって行動している自主研究グループであって、次に該当するものとする。

- (1) 研究内容が広域的な政策課題に関する調査、研究活動であること。
- (2) 構成員は、複数の大阪府内市町村に所属する職員であり、各所属市町村の研修担当課長の推薦を受けた概ね5人以上の職員で構成するものであること。

(支援内容)

第4条 支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広域研究活動に要する経費の助成（別表に定めるところによる。）
- (2) 広域研究活動場所の提供
- (3) 広域研究活動成果の公表機会の提供
- (4) その他事業目的を達成するために必要と認められるもの

(支援期間)

第5条 広域研究活動に対する支援の期間は、2年以内とする。

(申 請)

第6条 支援を受けようとする自主研究グループは、広域研究活動支援申請書(広域研究様式 1) を、協会に提供しなければならない。

(支援の決定等)

第7条 協会は、前条により申請された内容が、所定の要件を充足しているとき、又は、不採用と決定したときは、速やかに広域研究活動支援決定通知書（広域研究様式 2）又は、広域研究活動支援（不採用）通知書（広域研究様式 3）により、該当自主研究グループの代表者に通知するものとする。

(支援の条件)

第7条の2 協会は、支援内容のうち助成金の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 助成対象者は、助成対象事業の内容及び交付決定金額に変更が生じる場合においては、協会の承認を受けるべきこと。
- (2) 助成対象者は、助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、協会の承認を受けるべき

こと。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、協会は、助成金の交付の目的を達成するための必要があると認めるときは、その必要な条件を附するものとする。

(助成対象事業の内容等変更及び事業中止(廃止)の承認の申請)

第7条の3 同条の2第1項第1号による協会の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書(広域研究様式4)を協会に提出しなければならない。

- 2 同条の2第1項第2号による協会の承認を受けようとするときは、事業の中止(廃止)承認申請書(広域研究様式5)を協会に提出しなければならない。

(助成対象事業の内容等変更及び中止(廃止)の承認)

第7条の4 協会は、同条の3第1項により申請された内容が適当と認めるときは、事業変更承認通知書(広域研究様式6)により、又、同条の3第2項により申請された内容が適当と認めるときは、事業中止(廃止)承認通知書(広域研究様式7)により、当該自主研究グループの代表者に通知するものとする。

(研究結果の報告)

第8条 自主研究グループの代表者は、支援を受けた研究の成果を研究活動の完了した日から30日以内、又は当該年度の属する2月末日のいずれか早い日までに広域研究活動実績報告書(広域研究様式8)により、協会あてに報告しなければならない。

(助成金の額の決定)

第9条 協会は、前条の規定により報告を受けたもののうち、第4条第1号の規定によるものである場合においては、その報告の内容が助成金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該自主研究グループの代表者に、広域研究活動支援事業助成金確定通知書(広域研究様式9)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 協会は、前条の規定による助成金の額の確定後助成金を交付するものとする。ただし、協会が必要と認めるときは、第7条に規定する広域研究活動支援決定通知書において、交付決定した助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする自主研究グループの代表者は、広域研究活動支援事業助成金交付請求書(広域研究様式10)を協会に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第11条 協会は、研究成果について報告書及び報告会等により公表するものとする。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広域研究活動の支援に関して必要な事項は、財団法人大阪府市町村振興協会助成金等交付要綱の規程に基づくほか、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人大阪府市町村振興協会設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

別表（第4条関係）

対 象 経 費	助 成 割 合
1. 講師、助言者等謝礼 2. 講演会、研究会等聴講料 3. 講演会、研究会等会場借上費 4. 資料、書籍等購入費 5. 視察、調査活動等に要する経費 6. 通信費 7. その他調査、又は研究に必要な費用のうち理事長が認めた経費	左記対象経費の90%以内
補助限度額 広域研究活動に対する支援期間における助成総額は、40万円以内（千円未満切捨）とする。	